別添２－５

新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例発生時のフロー

【患者】

発熱（37.5 度以上）
かつ
呼吸器症状

＋

曝露歴：いずれかを満たす
発症から二週間以内に
（ア）武漢市内を訪問した。
（イ）「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

疑似症定義の見直し

↓ マスクを着用し、あらかじめ医療機関に連絡し、武漢市の滞在歴があることを申告したうえで、速やかに医療機関を受診する。

【医療機関】
インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の診断を行いつつ、疑似症サーベイランスの運用について所管の保健所（府保健所又は政令・中核市保健所）へ相談

↓ 中等～重症

【医療機関・保健所】
・所管の保健所へ連絡。府の場合は、本庁へ連絡

【府又は政令・中核市】
・厚生労働省と調整したうえで、大阪健康安全基盤研究所へ検体を搬入。・検体搬入が決定した時点で、政令・中核市は府へ報告
・府から政令中核市へ情報共有

↓

【大阪健康安全基盤研究所】
・検査実施

↓ 陽性確定

【大阪府】
・濃厚接触者の積極的疫学調査
・注意喚起等の徹底
※ 検査が陽性となった場合、
報道提供については、大阪府が一元的に実施

↓ 軽症

【医療機関・保健所】
自宅において十分な感染予防策が実施できることを担保したうえで、自宅安静、経過観察

症状が悪化した場合、保健所に連絡の上、再度受診

上記に備え、以下の体制を整備
・情報を大阪府で集約し、政令・中核市と情報共有できる体制を整備